

門川町ETC車載器設置費補助金の手続きについて

ETC車載器設置費用の助成を希望する方は、次のとおり申請手続きを行ってください。

※ETC車載器を設置した後での補助金の交付申請は受け付けられません※

① 補助金の交付申請【申請者→門川町役場 建設課】

*ETC車載器の購入・設置助成を希望される人・法人の方は、まず申請書および添付書類を門川町役場建設課までご持参ください。

*郵送による受け付けは行っていません。申請書は建設課または町ホームページからもダウンロードできます。(ホームページアドレス：<http://www.town.kadogawa.lg.jp>)

*役場での受付時間は、平日 8:30～17:15 までとなります。

【提出書類および持参するもの】

補助金交付申請書・誓約書

ETC車載器を取り付ける車両の車検証または軽自動車届出済証の写し

ETC車載器の購入等に要する費用の額が分かる見積書の写し

印鑑(申請書に押印したものと同一のもの)

② 補助金の交付決定【役場→申請者】

*受付後に審査を行い、交付が決定した場合には、後日補助金の交付決定通知書を郵送します。

③ ETC車載器の購入・取り付け・セットアップ【申請者】

*交付決定通知書を受領後、すみやかにETC車載器の購入～セットアップを行ってください。

*ETC車載器販売・セットアップ証明書を販売店で記入してもらってください。(同時に領収書をもってください)

④ 実績報告書の提出【申請者→役場】

*ETC車載器を購入・設置後に、実績報告書等を担当窓口へ提出してください(郵送による提出も可能です)

*下記の書類をETC車載器の購入・設置後、30日以内または平成28年2月末日までのいずれか早い日までに役場まで提出してください。

【提出書類】

補助事業実績報告書

ETC車載器販売・セットアップ証明書

ETC車載器の購入等に要した費用の額が分かる領収書の写し

補助金交付請求書【※振込先の口座名義は申請者と同じであること】

国および県による補助金等を受けた又は受ける予定がある場合は、その補助金等の額が分かるもの

⑤ 補助金の交付【役場→申請者】

*実績報告書や提出書類の内容を審査後、ご指定の口座に補助金を振り込みます。

<お申込み・お問い合わせ先>

門川町役場 建設課 (電話) 0982-63-1140 内線287

(住所) 〒889-0696 門川町本町1-1 (E-mail) kensetsuka@town.kadogawa.lg.jp